平成２９年（フ）第９７０２号
東京都文京区千駄木３丁目34―９―704
債務者　石田　瑞棋
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　哲也
4　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０４号
東京都目黒区中目黒４丁目５―28―201
債務者　木本　順也
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　庸司
4　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０７号
東京都福生市北田園２丁目１―12―201
債務者　大野　健一
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武内　優宏
4　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０８号
東京都世田谷区上野毛２丁目１―２―203
債務者　佐藤　連子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　　厚
4　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７２１号
東京都三宅島三宅村坪田3069
債務者　高橋　博嗣
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　康晴
4　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５５号
新潟市中央区神道寺２丁目５番１号　医療法人新成医会　みどり病院内、住民票上の住所新潟市江南区うぐいす１丁目３番１号
債務者　櫻井　高四
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１６号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3328番地３
債務者　奥野　昭二
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷　康華
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
岡山県浅口市鴨方町六条院中4288番地２
債務者　秋田　和也
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
北九州市小倉南区志井５丁目19番２号
債務者　山城　綾子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　研太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６７号
宮城県石巻市大街道東１丁目５番26号、前住所宮城県石巻市大街道東１丁目５番30号　昭栄アパート202号
債務者　高橋　泰敏（旧姓深田・高木）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１９３４号
福岡市西区下山門団地16番303号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３０号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目13番２号
債務者　平井　光則
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７６号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目11番10号　ハイツベルニーニ102号
債務者　笹岡寿美子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８５４号
横浜市中区初音町２丁目41番地２　プレール・ドゥーク横浜サウスメゾンロワール403
債務者　三浦　里香
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高世　和洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０２号
岡山県笠岡市園井179番地
債務者　小川　昌子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
岡山県総社市総社１丁目１番13―８号　セントラル総社Ｂ203、申立時の住所岡山県倉敷市川入706番地　野田マンションＤ33
債務者　藤田　芳昭
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係